

# 下山・川窪鑑定で警察の証拠ねつ造は明白

## 被害者の万年筆ではない

## 下山鑑定

被害者が普段使用して

いた万年筆のインクはジェットブルーでした。ところが、写真③の発見された万年筆のインクはブルーブラックでした。裁判所は「発見された万年筆にブルーブラックインク

が補充された可能性が

●図2左がブルーブラック、真ん中が旧友のインク、右がジェットブルー。

ある以上、被害者のものではないとは言えない」と石川さんを有罪にしました。

狭山弁護士は2016年、下山鑑定を東京高裁に提出し、証拠の万年筆が被害者のものではないことを証明し、警察の証拠のねつ造を明らかにしました。

下山鑑定では、ろ紙を使ってインクに含まれる色素を分離するペーパークロマトグラフィー検査で、被害者が使用していたジェットブルーインクと旧友や狭山郵便局が持っていたブルーブラックインクの2種類のインク

を混ぜると両方の特徴が合わさったにじみ方になります。(図1)しかし、事件当時の警察側の荏原鑑定(第1鑑定、第2鑑定)のペーパークロマトグラフィー検査結果では、証拠の万年筆、旧友のインク、狭山郵便局の

インクはブルーブラックのみで、被害者が使用していたジェットブルーインクの特徴がまったく表れていません。(図2)微量でも残存していれば表れる特徴がないので、3度目の家宅捜索で石川さん宅から発見された証

拠の万年筆は元々ブルーブラックインクしか入っていない別物と判明。証拠の万年筆は被害者のものではなく、警察による証拠のねつ造です。

## 万年筆のペン先が違う

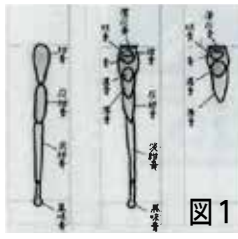
## 川窪鑑定

写真①のように

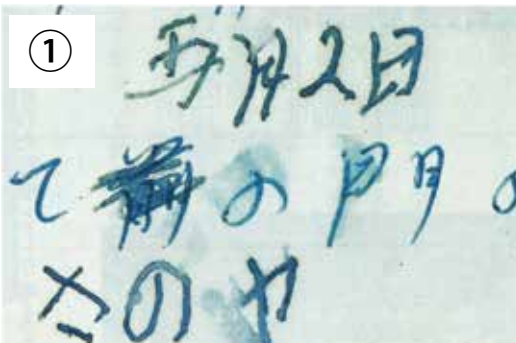
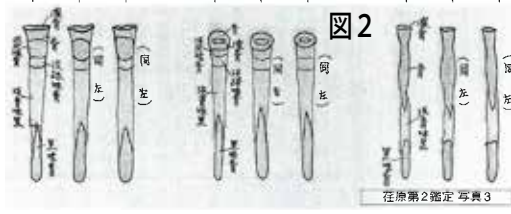
真犯人が書いた脅迫状には身代金受け渡しの日付と場所が訂正されていました。有罪判決では石川さんが被害者を殺害後、その場で被害者の万年筆を奪い脅迫状の日付と場所の訂正を行ない、脅迫状を被害者宅に届け、万年筆は自宅に持って帰って勝手場の鴨居の上に置いたと認定しています。

た専門家の知識と

経験から証拠の万年筆のペン先は「細字」であるが、脅迫状の訂正箇所は「中字」のペン先であると鑑定しました。つまり、石川さんの自宅が発見された万年筆は犯人が脅迫状の訂正に使った万年筆でもないことが立証されたのです。証拠の万年筆は事件と無関係のものであり、ねつ造された疑いがさらに深まったのです。



●図1左がブルーブラック、右がジェットブルー、真ん中が混合。



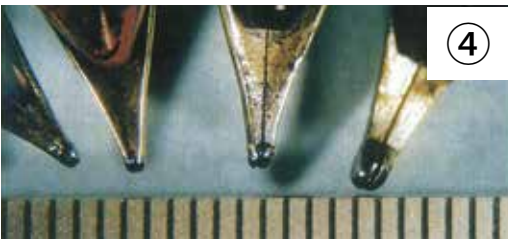
① 脅迫状の日付と場所の訂正箇所。川窪鑑定人が脅迫状の訂正は万年筆「中字」のペン先で書かれていると指摘した。

②	日時	捜査員
1回目	1963年5月23日 【2時間17分】	12人
2回目	1963年6月18日 【2時間08分】	14人
3回目	1963年6月26日 【14分】	4人

石川さん宅の捜索の状況



③ 石川さん宅で発見された万年筆のペン先は「細字」だった。犯人が脅迫状の訂正に使った万年筆のペン先は「中字」である。



④ 万年筆パイロットスーパーのペン先。左から細字、細字、中字、太字のペン先。



⑤ 5月23日の第1回捜索。埼玉県内の各所のベテラン刑事が12人召集され、石川さん宅で2時間17分の捜索。

川窪鑑定では、万年筆の製造や修理を長年行ってき

ます。